

ダイオキシン類測定業務委託

仕様書

南那須地区広域行政事務組合

【一般事項】

1 目的

本業務は、保健衛生センターのごみ処理施設から排出される排ガス及びばいじん（飛灰）に含有するダイオキシン類濃度等の測定、評価を行う。併せてごみ処理施設における作業場内のダイオキシン類濃度等の測定、評価を行う。

2 業務委託名

ダイオキシン類測定業務委託

3 委託箇所

栃木県那須烏山市大桶444番地
南那須地区広域行政事務組合 保健衛生センター内

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで
試料採取日は別途協議して定める。

5 委託項目

(1) 排ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 検体 (A系・B系各1検体)

- ① ダイオキシン類濃度
- ② ばいじん濃度
- ③ 塩化水素濃度
- ④ 一酸化炭素濃度(連続測定)
- ⑤ 酸素濃度(連続測定)
- ⑥ 排ガス温度(連続測定)
- ⑦ 排ガス中水分
- ⑧ 排ガス量

(2) ばいじん(飛灰)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 検体(A系・B系各1検体)

- ① ダイオキシン類濃度

(3) 作業環境(ごみ処理施設内空气中測定)

炉周辺・誘引送風機室・灰出室・混練機室の4か所

- ① ダイオキシン類濃度・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 検体(年1回測定)
- ② 粉じん濃度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 検体(年2回測定)

6 注意事項

- (1) 業務遂行上、必要な事項は【特記事項】に定める。
- (2) 受託者は、各業務上必要と認められるとき(災害、火災、停電、断水等)は臨機の措置を行い、かつ措置について委託者に遅滞なく報告する。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の期間満了後及び解除後においても同様とする。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたって委託者または第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責めに帰する場合のほかは、その賠償の責任を負う。

- (5) 受託者は、委託者への作業日等の連絡は十分余裕をもって行い、危害の発生の防止を図るとともに、当該作業に係わる設備の概要、状態等を十分把握する。
- (6) 委託者は、本業務に必要な従事者の控室、椅子、ロッカー等を必要に応じ無償貸与する。また業務上必要な光熱費等を負担する。
- (7) 受託者は、当該業務に係る必要器具、工具及び消耗品等を全て負担する。
- (8) 受託者は、自己所有の分析機関において相当なる経験を有する技術管理のもとで当該業務を実施しなければならない。
- (9) 受託者は、常に現場の整理・整頓を励行し、発生する騒音・振動・粉じん等については下記の関係法令を遵守し、現場環境の保全に努めなければならない。
 - ① 労働安全衛生法、同施行令、同規則、同特別教育規程
 - ② 電気事業法、電気設備技術基準
 - ③ 日本産業規格
 - ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
 - ⑤ ごみ処理施設性能指針
 - ⑥ ダイオキシン類対策特別措置法
 - ⑦ その他、関係法令
- (10) 受託者は、精度管理について試料採取から前処理・測定及び報告に至る過程で、精度管理を徹底し、測定の信頼性の確保に努めること。
- (11) 委託者は、受託者の行う業務が本仕様書に適合しないと認められた場合は、受託者に対し適合するように指示することができる。
- (12) 委託業務期間中に法令、基準（値）あるいは分析方法の改定があった場合は、随時適応するものとする。
- (13) 本仕様書に定める事項に疑義が生じたときは、委託者と受託者の両者協議の上、これらの解決にあたるものとする。

7 提出書類

- (1) 業務着手届
- (2) 業務責任者届及び経歴書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務完了届

8 成果品

- (1) 測定・分析結果に基づき以下の事項を記載し成果品とする。
 - ① 測定結果(証明書)
 - ② 新ガイドライン(平成9年1月ダイオキシン類発生防止等ガイドライン)ほか関係法令との比較評価及び考察
 - ③ 測定の状況を記録したもの(写真)
注：分析フロー、ガスクロマトグラフ質量分析計・測定条件、試料採取データ、計測チャートを含む。
- (2) 版 形 A 4 版
- (3) 提出部数 2 部

9 その他

- (1) 本仕様書に規定されていない事項については、ダイオキシン関係法令による。
- (2) 委託業務内容及び結果について許可なく公表してはならない。

【特記事項】

1 排ガス

(1) 測定箇所

排ガス試料の採取は、A系炉及びB系炉の煙道サンプリング口より採取する。

(2) 測定対象、検体数、測定条件

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項」の規定による。

- 排ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2検体（A系・B系各1検体）

ア ダイオキシン類濃度

イ ばいじん濃度

ウ 塩化水素濃度

エ 一酸化炭素濃度

※A系炉及びB系炉において自動測定器により連続測定し、12%酸素濃度換算値の4時間平均値も算出する。

オ 酸素濃度

※A系炉及びB系炉において自動測定器により連続測定し、一酸化炭素濃度換算に供する。

カ 排ガス温度

※A系炉及びB系炉において自動測定器により連続測定する。

キ 排ガス中水分

ク 排ガス量

2 ばいじん(飛灰)

(1) 採取箇所

ばいじん(飛灰)試料の採取は、A系及びB系のダストコンベアより採取する。

(2) 測定対象、検体数、測定条件

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項」の規定による。

- ばいじん(飛灰)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2検体(A系・B系各1検体)

- ・ ダイオキシン類濃度

3 作業環境（ごみ処理施設内空气中測定）

(1) 測定箇所

炉周辺・誘引送風機室・灰出室・混練機室の4か所

(2) 測定対象、検体数、測定条件

「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2）に基づいて実施するものとする。

- ① ダイオキシン類濃度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4検体(年1回測定)

- ② 粉じん濃度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8検体(年2回測定)

(3) 測定回数

契約期間内に2回測定するものとする。ただし、2回目の測定は第1回の測定後6か月以内に測定するものとする。なお2回目の測定項目は粉じん濃度のみとする。

4 評価・分析

計量結果及び分析結果に基づき、下記の事項について比較するものとする。

- (1) ダイオキシン類分析結果からの基準値との比較
- (2) 同族体・異性体分布
- (3) 測定分析結果からの基準値との比較

5 再調査、再測定

現地測定調査及び分析測定での報告内容の確認において異常値と思われる数値が確認された場合、受託者の責任において再調査、再測定するものとする。

6 その他

- (1) 測定中の運転条件（炉出口温度、バグフィルタ入口温度等）については、保健衛生センターのデータを使用することも可とする。
- (2) 毒性等価換算評価については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくものとする。
- (3) 現地測定調査が完了した時点で作業内容を報告し、分析測定が終了した時点で測定結果、毒性等価換算評価、分析データ類、考察等をまとめ、速やかに報告するものとする。
- (4) 報告書として提出する前に、測定結果を速報として報告すること。